

セクシュアル・ハラスメントに関して教職員が認識すべき事項等 についての指針

令和 2 年 6 月 1 日
和歌山県教育委員会

第 1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき 事項

1 基本的な心構え

和歌山県立学校に勤務する教職員（非常勤教職員を含む）は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

(1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点について注意する必要がある。

ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

イ 不快に感じるか否かには個人差があること。

ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

(2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

(3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、学校等の人間関係等を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

(4) 学校等におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、学校等の人間関係がそのまま持続する歓迎会などの酒席のような場において、教職員が他の教職員にセクシュアル・ハラスメントを行うことは、学校等の人間関係を損ない勤務環境を害するおそれがあることから、勤務時間外におけるセクシュアル・ハラスメントについても十分注意する必要がある。

(5) 教職員間のセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、児童生徒やその保護者、地域住民や教育実習生等、教職員が職務に従事する際に接することとなる教職員以外の者との関係にも注意しなければならない。

特に教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員と児童生徒という関係のもとで、児童生徒は拒否できない弱い立場にあることから、極めて重大な問題であり、児童生徒の成長、発達において、将来にわたって著しい悪影響を与え、就学環境を著しく害するだけでなく、児童生徒や保護者、地域等の学校に対する信

頼をも著しく損ない、教育の推進に重大な影響を与える。

2 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば次のようなものがある。

(1) 学校内外で起きやすいもの

ア 性的な内容の発言

(ア) 性的な関心、欲求に基づくもの

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ② 聞くに耐えない卑わいな冗談を交わすこと。
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること。
- ⑤ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

(イ) 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ① 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は学校等の花でありさえすればよい」などと発言すること。
- ② 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ③ 性的指向や性自認をからかひやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること。

イ 性的な行動関係

(ア) 性的な関心、欲求に基づくもの

- ① ヌードポスター等を職場等に貼ること。
- ② 雑誌等の卑わいな写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ③ 身体を執拗に眺め回すこと。
- ④ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ⑤ 性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・Eメール等を送ること。
- ⑥ 身体に不必要に接触すること。
- ⑦ 浴室や更衣室等をのぞき見すること。
- ⑧ 児童生徒に対して目前での着替えを強要すること。

(イ) 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

女性であるということだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。

ウ 部活動における注意

セクシュアル・ハラスメントは、部活動の中でも起こりうる可能性もあり、そのことを十分認識したうえで活動すること。また、児童生徒の部活動に対する考え方や能力など個人差や個性を尊重し、指導者と児童生徒及び保護者との間でどのような部活動を目指すかについて共通理解し運営することが重要であり、指導上においても特に不必要な身体接触等をしないよう配慮する必要がある。

(2) 主に学校外で起こるもの

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

性的な関係を強要すること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

① カラオケでのデュエットを強要すること。

② 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

3 処分

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当して、処分に付されることがある。

第2 学校等の構成員として良好な勤務環境を確保するために認識すべき事項

勤務環境は教職員の協力により形成される部分が多いことから、セクシュアル・ハラスメントによって勤務環境が害されることを防ぐため、教職員は次の事項について、積極的に注意するように努めなければならない。

- 1 校内等のセクシュアル・ハラスメントについて問題提起する教職員をいわゆるトラブルメーカーとして見たり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

校内研修等を活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、良好な勤務環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

児童生徒に対しても教育活動の中でセクシュアル・ハラスメントに対する認識を指導するとともに、すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権を尊重し、一人一人を生かす教育環境づくりに努めなければならない。

- 2 学校等からセクシュアル・ハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。

具体的には、次の事項について十分留意して必要な行動をとる必要がある。

- (1) セクシュアル・ハラスメントが見受けられる場合は、同僚として注意を促すこと。

セクシュアル・ハラスメントを契機として、勤務環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。

- (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとしてのレッテルを貼られたくない」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。

- 3 学校においてセクシュアル・ハラスメントがある場合には、第三者として気持ちよく勤務できる環境づくりをする上で、校長等管理職に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる事項

1 教職員が被害を受けた場合

教職員は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないため、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

- (2) セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはセクシュアル・ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく良い勤務環境の形成に重要であるとの考えにたって、勇気を出して行動することが求められる。

- (3) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。

セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法もある。

- (4) 信頼できる人や相談機関に相談すること。

各所属の相談担当職員及び教育総務局教職員課並びに人権教育推進課等で相談を受け付けるので、ためらわずに相談することが大切である。また、学校の同僚や知人等身近に信頼できる人がいれば、まずその人に相談することも有効である。なお、相談するに当たっては、セクシュアル・ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておくことが望ましい。

2 児童生徒又はその保護者が教職員等から被害を受けた場合

児童生徒又はその保護者が教職員等からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、各所属の相談担当職員が相談窓口となり、所属長の指導のもと、学級担任、学年主任、関係分掌長も含め迅速に処理すること。

また、学校教育局教育支援課、教育総務局教職員課並びに人権教育推進課と連携を取り円滑な対応を行うこと。

3 所属長の役割

セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、次の事項に十分配

慮し、問題が深刻化する前に、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(1) 被害者に声をかけて相談に乗ること。

被害者は、相談したいと思いつながら相談できずにいる場合が多いため、積極的に声をかけ、プライバシーが確保できる環境において話を聞くことが大切である。

(2) 行為者に注意を促すこと。

セクシュアル・ハラスメントを行っていることに本人が気づいていない場合が多いため、早めに注意を促すことにより、深刻な事態に発展することを防ぐ。この場合において、事態が逆に深刻化しないよう十分留意する。

また、セクシュアル・ハラスメントは、無意識の行為であっても、その相手方が性的に不快の念を抱けば成立するものであることに十分留意する。

(3) その他

セクシュアル・ハラスメントに起因する問題の当事者が同一所属にない場合等、適切な対応が困難であると感じる場合は、被害者の了解を得た上で、速やかに教育総務局教職員課又は人権教育推進課に報告する。

第4 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項

1 基本的な心構え

教職員からの苦情相談に対応するに当たっては、相談を受ける者は次の事項に留意する必要がある。

(1) 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。

(2) 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。

(3) 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

また、教職員等によるセクシュアル・ハラスメントを受けた児童生徒又はその保護者からの苦情相談や、学校等において教職員等によるセクシュアル・ハラスメントを児童生徒が受けているのを見た児童生徒、保護者等からの苦情相談があった場合は、児童生徒の心身の状態に十分な配慮をはらい、就学環境を悪化させないように配慮するとともに、学校教育局教育支援課、教育総務局教職員課並びに人権教育推進課と連携を取り円滑な対応を行うこと。

2 苦情相談の事務の進め方

(1) 苦情相談を受ける際の相談員の体制等

ア 苦情相談を受ける際には、原則として2人の相談員で対応すること。

イ 苦情相談を受けるに当たっては、苦情相談を行う者（以下「相談者」という）

の希望する性の相談員が同席するよう努めること。

ウ 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。

エ 実際に苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞されないよう周りから遮断した場所で行うこと。

(2) 相談者から事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項

相談者から事実関係を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

ア 相談者の求めるものを把握すること。

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるのかについて把握する。

イ どの程度の緊急性があるのかについて把握すること。

相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たりどの程度の緊急性があるのかを把握する。

ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くこと。

特に相談者が被害者の場合、セクシュアル・ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らないが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。また、相談員自身の評価を差し挟むことはせず、相談者の心情に配慮し、その主張等を丁寧に聴き、相談者が認識する事実関係を把握することが必要である。

エ 事実関係については、次の事項を把握すること。

(ア) 当事者（セクシュアル・ハラスメントの被害者および行為者とされる者）間の関係

(イ) 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたのか。

(ウ) 相談者は、行為者とされる者に対してどのような対応をとったか。

(エ) 校長等管理職に対する相談を行っているのか。

なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者はいるのかを把握する。

オ 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き間違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱したりするなどして相談者に確認する。

カ 聴取した事実関係等については、必ず記録して保存しておくとともに、当該記録を厳重に管理すること。

(3) 行為者とされる者からの事実関係の聴取

ア 原則として、行為者とされる者から事実関係等を聴取する必要がある。但し、セクシュアル・ハラスメントが学校等で行われ比較的軽微なものであり、対応に緊急性がない場合などは、校長等管理職の観察又は指導による対応が適当な場合も考えられるので、その都度適切な方法を選択して対応する。

イ 行為者とされる者から事実関係を聴取する場合は、行為者とされる者に対して十分な弁明の機会を与える。

ウ 行為者とされる者から事実関係を聴取するに当たっては、その主張に真摯に耳

を傾け丁寧に話を聴く、聴取した事実関係等を行為者とされる者に確認するなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

(4) 第三者からの事実関係等の聴取

学校等で行われたとされるセクシュアル・ハラスメントについて当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。

この場合、相談者から事実関係を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

(5) 相談者に対する説明

苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する。

3 問題処理のための具体的な対応例

事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

(1) セクシュアル・ハラスメントを受けたとされる教職員からの苦情相談

ア 校長等管理職が状況を観察し、行為者とされる者に指導する。

(例)

学校等で行われるセクシュアル・ハラスメントのうち、その対応に緊急性がないと判断されるものについては、校長等管理職が状況を観察し、行為者とされる者の言動のうち問題があると認められるものを適宜注意する。

イ 行為者に対して直ちに注意する。

(例)

性的なからかいの対象にするなどの行為を頻繁に行うことが問題にされている場合において、行為者とされる者は親しみの表現として発言等を行っており、それがセクシュアル・ハラスメントであるとの意識がない場合には、行為者とされる者に対し、その行動がセクシュアル・ハラスメントに該当することを指導する。

ウ 被害者に対して指導、助言する。

(例)

学校等の同僚から好意を抱かれ食事やデートにしつこく誘われるが、相談者がそれを苦痛に感じている場合については、相談者自身が相手の教職員に対して明確に意思表示をするよう助言する。

エ 当事者間のあっせんを行う。

(例)

被害者がセクシュアル・ハラスメントを行った行為者に謝罪を求めている場合において、行為者も自らの言動について反省しているときには、被害者の要求を行為者に伝え、行為者に対して謝罪を促すようあっせんする。

(2) セクシュアル・ハラスメントであるとの指摘を受けたが納得がいかない旨の相談

(例)

昼休みに自席で週刊誌のグラビアのヌード写真を周囲の目に触れるよう眺めていたところ、隣に座っている同僚の女性教職員から、他の教職員の目に触れるのはセクシュアル・ハラスメントであるとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の

相談があった場合には、相談者に対し、周囲の教職員が不快に感じる以上はセクシュアル・ハラスメントに当たる旨注意喚起する。

(3) 第三者からの苦情相談

(例)

女性教職員が男性教職員から性的なからかいを日常的に繰り返し受けているのを見て不快に思う教職員から相談があった場合には、女性教職員及び男性教職員から事情を聴き、その事実がセクシュアル・ハラスメントであると認められる場合には、男性教職員に対して直接に注意を促す。

附則

この指針は、令和2年6月1日から施行する。